

審議（会議）結果

審議会等名称 令和6年度第3回神奈川県建築審査会
開催日時 令和6年11月8日（金）14:30～16:30
開催場所 県庁新庁舎9階 議会第5会議室（横浜市中区日本大通1）
及び職場、自宅等からのリモートアクセスによる Web 参加
出席委員（会長）野澤康、（会長職務代理）三浦大介
松下倫子、篠原奈緒子、川原宏美
次回開催予定日 令和7年1月16日
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 岡原
掲載形式 議事概要
議事概要とした理由 公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断されるため
審議（会議）経過

1 建築基準法等に基づく個別同意案件について＜公開＞

建築基準法第43条関係7件が付議され、すべて同意された。

(1) 第3-1号（一戸建ての住宅）

- ・逗子市小坪三丁目地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
処分庁横須賀土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員)

水路をまたぐ形で非常に小さな橋がかかっていますが、この橋も逗子市の設置管理の対象となっているのでしょうか。

(横須賀土木事務所)

その通りです。

(委員)

配置図の南西方向に下水道本管へと記載があるが、これは細長い敷地でしょうか。通路状のものではないということでしょうか。

(横須賀土木事務所)

周辺地図を見ていただくと、申請地は駐車場となっており、そちらの一部を舗装した状況となっています。

(委員)

こちらから通路を取ることはできなかったのでしょうか。

(横須賀土木事務所)

周辺地図を見ていただくと、駐車場の左下に黄色で四角に囲われた通路がありますが、こちらもただし書きの通路部分があり、どちらでも基本的には許可がいるということと、過去の明細地図等から、今回計画の敷地の形状と同様にして敷地取りをしていたということがあり、今回も同様に設定したという背景があります。

(2) 第3-2号(一戸建ての住宅)

- ・伊勢原市上粕屋地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について

処分庁平塚土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員)

待避空地の考え方について伺います。配置図を見ると、東側の待避空地の幅員が狭くなっているように見えますが、どのような考え方なのか教えてください。

(平塚土木事務所)

図面右上の黄色の部分が広がっており、その部分から一方後退という対応をしています。車の行き違いができるため、これで十分可能だと考えています。

(3) 第3-3号(一戸建ての住宅)

- ・寒川町一之宮二丁目地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について

処分庁平塚土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員)

建築基準法第42条第1項第1号の道路からつながっている通路は、私道と公道を合わせて3.75mから3.83mの幅員があるということでしょうか。

(平塚土木事務所)

その通りです。

(委員)

ここはどこで転回するのでしょうか。

(平塚土木事務所)

図面3-1を見ていただくと、申請地の右上に灰色で塗られた部分が待避空地です。この右側が4.5mぐらいあるため、ここで上手く切り返して、小さい車であれば転回できると思います。

(4) 第3-4号(共同住宅(10戸))

- ・海老名市河原口一丁目地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
処分庁厚木土木事務所東部センターから、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

(5) 第3-5号(一戸建ての住宅1)、第3-6号(一戸建ての住宅2)

- ・綾瀬市寺尾北三丁目地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
処分庁厚木土木事務所東部センターから、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員)

転回空地について伺います。せっかく隣同士であるため、転回空地を隣り合うように作れば、より転回しやすく安全性が増すと思うのですが、そういった指導などは行ったのでしょうか。

(東部センター)

転回空地の位置については、当初の設計者の計画の通りで、ご指摘のような指導は行っていません。転回については、第3-5号は幅員が2.55mあり、第3-6号は幅員が2.35mあるため、支障はないと考えています。

(委員)

許可の基準には、具体的な寸法は示されていないように思ったのですが、許可なのでより安全性という観点から、できる工夫はしたほうがよいと思います。

(委員)

今のご意見について、今後の参考にさせていただければと思います。

(6) 第3-7号(一戸建ての住宅)

- ・南足柄市塚原地内：建築基準法第43条第2項第2号許可について
処分庁県西土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

2 建築基準法等に基づく包括同意案件について<公開>

建築指導課から、建築基準法第43条関係5件について報告をした。

(案件)

- ・葉山町木古庭地内 : 建築基準法第43条第2項第2号許可について
- ・伊勢原市三ノ宮地内 : 建築基準法第43条第2項第2号許可について
- ・松田町松田惣領地内 : 建築基準法第43条第2項第2号許可について
- ・箱根町湯本地内 : 建築基準法第43条第2項第2号許可について

・真鶴町岩及び真鶴地内：建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可について

3 審査請求について<非公開>

・伊勢原市における位置指定道路に係る審査請求の裁決について審議し、却下とした。

4 その他<非公開>

次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。